
みやき町国土強靭化地域計画

令和2年3月 策定

令和7年3月 一部改正

み や き 町

目 次

I 基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠	1
3 基本目標	1
4 国土強靭化基本計画との調和	2
5 計画期間	2
II 想定するリスク	3
1 本町の特性	3
(1) 位置・面積等	3
(2) 地勢・地質	3
(3) 活断層	3
(4) 気候	4
2 過去の災害被害	4
(1) 大雨	4
(2) 台風	7
(3) 土砂災害等	9
(4) 龍巻	9
(5) 地震	10
3 計画において想定するリスク	11
(1) 豪雨・大雨（洪水）	11
(2) 台風	11
(3) 高潮	12
(4) 土砂災害等	12
(5) 龍巻	12
(6) 地震	12
III 脆弱性評価	13
1 脆弱性評価について	13
2 事前に備えるべき目標	14
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
4 施策分野	16
5 評価結果	16
IV 施策分野ごとの推進方針	17
1 安全・安心	17

2 子育て・教育	1 9
3 健康・福祉	2 0
4 産業	2 1
5 文教	2 3
6 生活環境	2 3
7 行政推進	2 5
 【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	2 7
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	2 7
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる.....	3 1
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3 3
4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	3 3
5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	3 6
 【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果.....	3 8
 【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針	4 2
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	4 2
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる.....	4 6
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	4 8
4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4 9
5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5 1
 【別紙4】重要業績指標	5 4
 【別紙5】施策分野「基盤整備・生活環境」における個別事業一覧	5 6

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本町においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会を構築するため、本町における国土強靭化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靭化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靭化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靭化を推進する上で、国の国土強靭化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （3）町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧復興

4 国土強靭化基本計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

《参考》基本法より

(国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との関係)

第14条 国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靭化に関する施策の指針として、町政の基本方針である「第三次みやき町総合計画」と整合を取る必要があることから、計画期間は、「第三次みやき町総合計画」と同じく、令和4年度から令和14年度までの11年間とする。

ただし、令和15年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

今後、新たなみやき町総合計画が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

II 想定するリスク

1 本町の特性

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、本町が有する地勢、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

本町は、北部九州の中央部、東経 130 度 27 分、北緯 33 度 19 分に位置する町で、東は鳥栖市、西は吉野ヶ里町、上峰町、神埼市、南は福岡県久留米市、北は福岡県那珂川市に接し、総面積は約 51.92 km² である。

交通の面では、鉄道は J R 長崎本線の中原駅があるほか、町民は鳥栖駅や新幹線停車駅である新鳥栖駅、久留米駅なども利用している。

本地域から車で 30 分圏内には高速道路のインターチェンジが 5箇所あり、広域交流の利便性が高くなっている。国道は北部に国道 34 号、南部に国道 264 号が東西に平行して走っているほか、主要地方道路が域内を走り交流機能を持っている。

(2) 地勢・地質

脊振山系に源を発した寒水川、切通川などが、なだらかな丘陵地帯と田園地帯を流れて筑後川に注いでおり、町は、筑紫平野の穀倉地帯の一部として重要な役割を担っている。

近年、人々が住みやすい環境に恵まれた地域として、佐賀県東部の中核都市鳥栖市や福岡県久留米市に隣接していることもあり、良好な自然環境を生かした生活圏として注目されている。

地質は、本町の属する火山岩丘陵地帯並びに東部平野地帯（佐賀平野）の地域は、山麓地に沖積層、洪積層の一部が見られるほか、緑色沈泥、砂礫層の互層より成り、軟弱地盤地帯を形成している。

(3) 活断層

佐賀県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向岬ー小笠木岬断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード 7.5 程度及びマグニチュード 7.2 程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

(4) 気候

本町の気候は内陸型気候で、年平均気温が16°C前後の温和な気候となっており、降水量については町北部の山間部で多く2,500mmを超える、町南部の平野部では1,800mm前後となっている。

2 過去の災害被害

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

(1) 大雨

本町で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の60%を占めている。次いで、8月、9月の台風シーズン(20%)が多い。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の激しい雨は、梅雨末期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、概ね次のように分けられるが、このうち(3)の降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

- (1) 短時間(1~3時間)に集中して降る。
- (2) 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる。
- (3) 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る。

【本町周辺における過去の大雨の状況】

災害	概要
昭和23年9月11日~12日の大雨	<p>9日、東シナ海南部に発生した低気圧が北東に進み、11日夜から12日明け方にかけて、朝鮮半島の南岸を通過し、これに伴う前線が九州北部を南下した。このため、11日夕方から12日明け方にかけて、大雨になり、総降水量は200~300mmに達した。</p> <p>災害は主に東松浦郡、西松浦郡に集中し、堤防決壊による家屋の流出、埋没等により、死者行方不明者88人、負傷者80人の大きな災害となった。</p>

II 想定するリスク

災　害	概　要
昭和 28 年 6 月 25 日～26 日の大雨	<p>25 日 21 時、九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に低気圧が発生した。この低気圧は、26 日 9 時には四国西部に進み、次の低気圧が平戸の北岸へ進んできた。25 日朝方から降り始めた雨は、夕方から強くなり、県中部の東多久では夜半にかけて、1 時間降水量が 40 mm を超える強い雨となった。積算雨量が 200 mm に達した夜半頃から、県内の主要河川が次々に決壊し、各地で地すべりや土石流が発生した。26 日 8 時には、1 時間降水量が 100 mm を超える激しい雨となり、被害はさらに増大した。</p> <p>被害地域は県内全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畠の流出、埋没、橋の流出など年間県民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、死者行方不明者は 62 人にのぼった。</p>
昭和 30 年 4 月 14 日～17 日の大雨	<p>黄海にあった発達中の低気圧は、動きが遅く朝鮮半島南岸で閉塞し、この低気圧に伴う前線が、九州北部をゆっくり南下した。14 日夜半から本降りとなった雨は、15 日の昼過ぎには、雷鳴を交えて 16 日早朝まで激しい勢いで降り続き、各地で 300 mm を超える、季節はずれの大雨となった。雨は 16 日の午前中一時止んだが、昼前から再び降り始めた。午後は雷鳴を伴った激しい雨となり、17 日朝まで降り続いた。</p> <p>このため、県内の主要河川は、いずれも危険水位を突破し、どろ水は平坦部一帯に氾濫、またたく間に、一面のどろ海と化し、堤防の決壊、道路橋梁の流出など数知れず、鉄道も各所で寸断され、浸水家屋 8,000 戸、農産物の被害だけでも 7 億円を超え、その他の被害は 15 億 5,000 万円に達するという、去る昭和 28 年以来の大きな災害となった。</p>
昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の大雨	<p>九州北部地方に前線が停滞し、28～29 日は東シナ海から華南に上陸した台風第 12 号の間接的な影響により、さらには 30 日夜から 31 日の朝にかけては台風第 12 号から変わった低気圧が九州北岸を通過したため、県内各地の総雨量は 450～550 mm に達した。</p> <p>通称「牛津大水害」と呼ばれ、特に牛津町を中心に、鹿島市、白石町等で堤防が決壊、がけ崩れ、地すべり等大きな災害が発生して死者 4 人、負傷者 8 人がでた。</p>
平成 2 年 6 月 28 日～7 月 3 日の大雨	<p>朝鮮半島に停滞していた梅雨前線が、6 月 28 日に九州北岸まで南下し、このあと 7 月 3 日まで九州付近に停滞した。特に、7 月 2 日は、低気圧が前線上を東進して対馬海峡付近に達し、梅雨前線の活動が非常に活発となって、九州北部地方全域で大雨が降った。県内では、2 日の 3 時頃から記録的な大雨になった。2 日、佐賀の日降水量は 285.5 mm、最大 1 時間降水量は 72 mm であった。</p> <p>30 日 2 時頃より、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、2 日早朝には警戒水位を上回り、いたる所で越水し破堤した。特に、晴気川の門前橋上流の左岸では、2 日 4 時 35 分警戒水位を越えた。7 時には堤防高 4 m を超える水位となり、越水して堤内側を浸食し始め、9 時 50 分破堤した。牛津川下流域の牛津町では、他の河川の越水等も重なり、町全体の 8 割が浸水した。県内のいたる所で、堤防の破堤、決壊</p>

災　害	概　要
	が発生し、越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。また、県南部及び中央部を中心として、山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、大きな災害となった。
平成 24 年 7 月 11 日～14 日の大雨	7月11日から14日にかけて、佐賀県、福岡県、熊本県、大分県で大雨となった。この大雨により、河川のはん濫や土石流が発生し、福岡県、熊本県、大分県では、死者 30 名、行方不明者 2 名となったほか、佐賀県を含めた 4 県で、住家被害 13,263 棟（損壊 769 棟、浸水 12,494 棟）となった（消防庁調べ：7月27日 12 時 00 分現在）。その他、道路損壊、農業被害、停電被害、交通障害等も発生した。
令和元年 8 月 27 日～30 日の大雨（令和元年佐賀豪雨）	<p>8月26日朝には九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となった。</p> <p>27日には唐津市巖木町付近で、28日には多久市及び南部（神埼市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近）で、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>また、県内全てに大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の大雨で 1 時間降水量では佐賀（佐賀市）の 110.0 ミリを含む 2 地点、3 時間降水量では白石（杵島郡白石町）の 245.0 ミリを含む 2 地点、6 時間降水量では白石町の 279.0 ミリを含む 2 地点、12 時間降水量では佐賀の 294.5 ミリ、24 時間降水量では佐賀の 390.0 ミリを含む 2 地点、48 時間降水量では佐賀の 430.5 ミリを含む 2 地点、72 時間降水量では佐賀では 461.0 ミリとなり観測史上 1 位の値となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。</p> <p>加えて、大町町では、浸水した鉄工所から工業用の油が流出し、周辺の住家や農地に影響を与えた。また、ぼた山の一部斜面が崩壊したことに伴い、周辺住民を避難させることとなった。</p> <p>この災害による被害は、死者 3 名、住家被害は全壊 87 棟、半壊 860 棟、一部破損（浸水以外）24 棟、床上浸水 774 棟、床下浸水 4,308 棟（令和 2 年 1 月 2 3 日時点 県把握分）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
令和 3 年 8 月 11 日～19 日の大雨	8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨が降り、12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表された。また、14日2時15分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後14市町（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、唐津市、玄海町）を追加して発表された。14日夜のはじめ頃から雨が小康状態となったため、15日6時10分には大雨特別警報から大雨警報に切り替えら

II 想定するリスク

災　害	概　要
	<p>れた。</p> <p>日降水量は、13日に鳥栖で332.5mm、14日に嬉野で439.5mm、唐津264.0mmで観測史上1位の値を更新した。なお、その他の観測所でも、8月として多い方から1位から2位の記録的な大雨となった。この大雨で、8月11日から19日24時までの期間降水量は、嬉野、白石、佐賀では8月の平均降水量の4倍、その他多くの観測点でも3倍となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。</p> <p>この災害による被害は、軽傷4名、住家被害は全壊5棟、半壊1,168棟、一部損壊（浸水以外）25棟、床上浸水298棟、床下浸水2,090棟（令和5年3月10日時点 県把握分）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
令和5年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨）	<p>7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。本県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80mm以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。</p> <p>この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また、北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。</p> <p>人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、全壊4棟、半壊6棟、一部損壊35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟（令和5年11月29日現在）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p>

（2）台風

本町は、台風が来襲する頻度が高い。

台風が本町に接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月末から9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力（大きさ、強さ）、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にあるところから、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から 50~150 km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の 2 乗に比例しており、風速が 2 倍、3 倍になると、その風圧は 4 倍、9 倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけではなく、火災の延焼等を誘発する。

【本町周辺における過去の台風の状況】

災　害	概　要
昭和 20 年 9 月 16 日～17 日(枕崎台風)	<p>台風は、鹿児島県に上陸した後、九州を斜断して中国地方を北東進し、日本海に進んだ。</p> <p>16 日から 17 日にかけ、脊振山系を中心に大雨が降り、総降水量が最も多かったのは三瀬の 682 mm であった。</p> <p>佐賀、神埼、三養基、小城の各郡では、河川の氾濫、堤防の決壊により、多数の浸水、流出等死者行方不明者 101 人に及ぶ大災害が発生した。</p>
昭和 24 年 8 月 15 日～18 日(ジュディス台風)	<p>台風は、九州南端に上陸して北西進し、対馬海峡からは東よりに進んだ。</p> <p>この台風は、平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、総降水量は古湯地区で 700 mm を超え、死者行方不明者 95 人は、主に佐賀郡、小城郡で発生した。</p>
昭和 60 年 8 月 31 日(台風第 13 号)	<p>台風は、九州の南海上から北上し、中型で強い勢力で、31 日 4 時頃、枕崎市付近に上陸した。上陸後、中型でなみの勢力となつたが、鹿児島県西部、島原半島を経て、有明海を北上し、9 時頃鹿島市付近、10 時頃唐津市付近を通過した。</p> <p>台風通過時に、有明海の満潮時が重なった高潮と、東ないし南よりの暴風による高波のため、有明海沿岸では浸水被害が発生した。また、有明海に出漁中の漁船の遭難が相次ぎ、熊本県を中心に多くの死者がでた。</p>
平成 3 年 9 月 13 日～14 日(台風第 17 号)	<p>台風は、14 日 5 時半頃、中型で強い勢力を保ち、長崎市付近に上陸した。6 時から 7 時にかけて、佐賀県南部を北東進し、その後、福岡県、山口県へ進んだ。佐賀では、観測開始以来第 1 位の最大瞬間風速南東の風 54.3 m/s を記録した。</p> <p>暴風による住家の全壊、大雨による土石流等が発生し、2 人が死亡した。この他、電柱倒壊による長時間の停電、塩害による大きな農業被害等が発生した。</p> <p>高潮も発生したが、干潮時と重なったため被害は免れた。被害総額 28,136,837 千円。</p>
平成 3 年 9 月 27 日(台風第 19 号)	<p>台風は、27 日 16 時過ぎ、大型で強い勢力を保ち、佐世保市の南に上陸した。17 時頃、佐賀県を北東進し、その後、福岡市付近を通過して日本海へ進んだ。佐賀では、最大風速南東の風 29.1 m/s、最大瞬間風速南東の風 52.6 m/s を記録した。</p>

II 想定するリスク

災害	概要
	<p>暴風により、58人が負傷したほか、住家の全壊、電柱の倒壊、停電、倒木、農業など大きな被害が発生した。また、交通機関に大きな影響があった。被害総額 23,292,796千円。</p>
平成 18 年 9 月 16 日～18 日(台風第 13 号及び秋雨前線豪雨)	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。佐賀県では 17 日午後 2 時頃から午後 5 時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後 6 時 50 分に南南東の風 50.3m/s の最大瞬間風速(観測史上 3 位)を観測した。記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17 日午後 8 時には 124,100 世帯に達した。一部の地域では停電期間が 3 日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、住民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となつた。</p> <p>このため、佐賀県北部では 16 日明け方から昼前にかけて局地的に 50 mm を超える非常に激しい雨となり、伊万里市では 1 時間に 99 mm、唐津市枝去木では 1 時間に 89 mm という猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大 1 時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心広範囲に渡って水稻や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稻については過去最悪の作況指数となつた。</p>

(3) 土砂災害等

本町の山地丘陵の占める割合は、5分の1程度であるが、土砂災害警戒区域が簗原、原古賀、東尾、白壁地域に集中し、過去にも災害が発生しており、今後も発生する可能性は高い。

(4) 龍巻

龍巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れ下がり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

本町周辺においても、過去に度々龍巻による被害が生じている。

【本町周辺における過去の龍巻の状況】

災害	概要
平成 16 年 6 月 27 日の龍巻災害	<p>27日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で龍巻が発生した。(龍巻の強さ 佐賀市: F 2、鳥栖市: F 1) 被害の範囲は、佐賀市で約 8 km、鳥栖市で約 1.3 km および、突風によって、軽症者 15 名、全壊家屋 15 棟、半壊家屋 25 棟、一部損壊家屋 377 棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大き</p>

災害	概要
	な被害が発生した。
平成 28 年 9 月 28 日の竜巻災害	平成 28 年 9 月 28 日 10 時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約 45m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで J E F 1 に該当する。

(5) 地震

地震は、平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖地震（本町で震度 6 弱）があるが、平成 18 年～平成 27 年の 10 年間において佐賀県内で震度 1 以上を観測した地震は平均すると年 8 回程度となっている。

また、平成 28 年 4 月の熊本地震では、本町は 4 月 16 日未明の地震で震度 5 弱を観測した。

【本町周辺における過去の地震災害の状況】

発生年月日	震央地名	規模 (M)	概要
679 年 (天武 7 年)	筑紫国	6.5 ～7.5	家屋倒壊多く、幅 6 メートル、長さ 10 キロメートルの地割れを生ず。
1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日)	壱岐 ・対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年 7 月 28 日)	日向 ・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792 年 5 月 21 日 (寛政 4 年 4 月 1 日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、流家 59 棟（眉山崩壊による津波被害）。
1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年)	熊本	6.3	神埼郡西郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898 年 8 月 10～12 日 (明治 31 年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村（現在の佐賀市三瀬村）で器物の転倒
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。

II 想定するリスク

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、 陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線 2か所切断、家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7.0	本町で震度6弱を観測。
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	4月14日前震、4月16日本震、以降断続的に発生 本町で震度5弱を観測

3 計画において想定するリスク

本町の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本町に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、風水害、地震災害をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本町の国土強靭化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

(ア) 昭和28年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

(イ) 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年、令和5年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受け

る。

(3) 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生する。

(4) 土砂災害等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(5) 龍巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの龍巻は、本町でも発生する。

(6) 地震

本町は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高くない。

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、震度7又は震度6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

III 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靭化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している（第9条第5号）。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靭化基本計画の案を作成」することを求めている（第17条第1号）。《参考》基本法より

（施策の策定及び実施の方針）

第9条 国土強靭化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

（国土強靭化基本計画の案の作成）

第17条 本部は、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靭化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靭化基本計画の案に定めようとする国土強靭化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し、これに対する施策について横断的に評価する。（基本法第17条第3号）

- イ) 国土強靭化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第17条第4号)
- ウ) 投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第17条第5号)
- エ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するため、現在、町が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。
- オ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画との調和を図りつつ、本町の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する22の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
I 人命の保護が最大限図されること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	
		1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生	
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足	
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴い行政機能が大幅に低下する事態	
		3-2 情報通信等の麻痺・長期停止	
II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や交通ネットワーク等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態	
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止	
		4-3 長期にわたる上水道や農業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断	
		4-5 大規模火災の発生	
		4-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大	
III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり町土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態	
IV 迅速な復旧復興			

4 施策分野

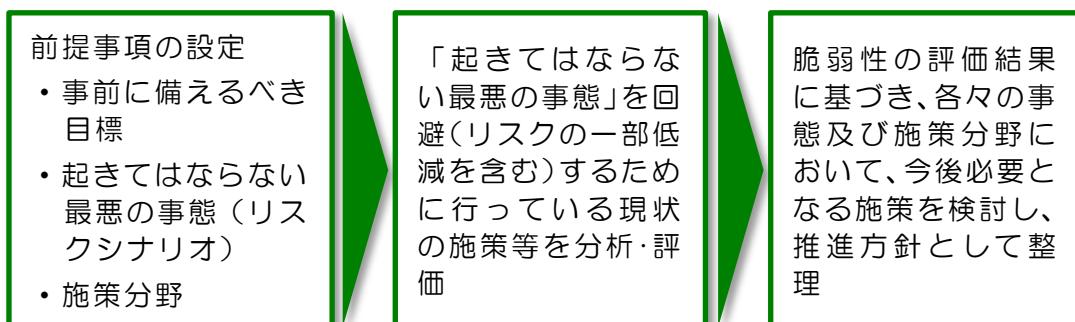
国の基本計画及び佐賀県の地域計画との調和を図りつつ、本町の行政運営の基本とする総合計画の分野別の計画との整合性も勘案し、次の7つの国土強靭化に関する施策分野を設定する。

1. 安全・安心	(防災・減災／防犯／交通安全)
2. 子育て・教育	(子育て／教育／青少年健全育成)
3. 健康・福祉	(健康／スポーツ／福祉／医療)
4. 産業	(農業／商工業／観光)
5. 文教	(文化芸術・歴史伝統／生涯学習／共生・国際交流)
6. 生活環境	(コミュニティ・住民参画／土地利用・住環境／公共交通／環境衛生／上下水道)
7. 行政推進	(総合共生／DX(デジタル・トランスフォーメーション))

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、次のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する）。

また、国土強靭化に関する施策を推進する重要業績指標（KPI）を、【別紙4】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本町に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

1 安全・安心

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。 【防災安全課】
- 想定し得る最大規模の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域について、ハザードマップにより広く住民等への周知を進める。 【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災安全課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないよう、LPガスの供給事業者等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。 【防災安全課】
- 広域の自治体間や民間団体、建設業関係団体等との応援協定等により、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。 【防災安全課、建設課】

- 備蓄品の品目及び数量については、県との役割分担を明確にし、町単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県での備蓄を要請するとともに、民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。
【防災安全課、健康増進課、産業支援課】

- 防災行政無線の設備機器等の適正な維持管理やその他の情報発信機器の整備に取り組み、迅速かつ的確な情報の伝達手段を確保する。

【防災安全課】

- 大規模災害発生時における「職員災害行動マニュアル」による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、役場の災害耐性を高める対策を推進する。
【防災安全課】

- 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、研修等を通じた職員への浸透等を図る。

【防災安全課】

- 災害時の治安維持等のため、平時から、町民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪防止に取り組む。
【防災安全課】

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。
【住民環境課】

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【建設課】

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。
【建設課】

- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。
【建設課】

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を

推進する。

【建設課、まちづくり課】

- 建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。

【防災安全課、建設課】

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。

【建設課、農林課】

- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に治水対策を促進する。

【建設課】

- 土地改良区や管理者等と連携して、田んぼダム及びクリークやため池の事前放流の取組を推進する。

【農林課】

- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。

【防災安全課】

【基本施策】

- ① 防災体制の充実
- ② 減災に向けた対策の推進
- ③ 消防体制の充実
- ④ 地域における安全対策の充実

2 子育て・教育

- 特定教育・保育施設等について災害時に避難弱者である乳幼児の命を守り、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組み、安全な幼児教育・保育環境の確保を図る。

【子育て福祉課】

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。

【学校教育課】

- 学校施設の長期保全計画（長寿命化計画）に基づき、計画的な改修（改築、保全工事）を行うなど、安全・安心な学校施設の整備に取り組む。

【学校教育課】

【基本施策】

- ① 子育て環境の整備
- ② 育児支援体制の充実
- ③ 乳幼児保育の充実
- ④ ひとり親家庭等への支援
- ⑤ 虐待防止対策の強化
- ⑥ 生きる力を伸ばす教育の推進
- ⑦ 幼児教育の充実
- ⑧ 子どもが学びやすい教育環境の整備
- ⑨ 特別支援教育の充実
- ⑩ 世界に飛躍できる人を育む国際化教育の充実

3 健康・福祉

- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。 【健康増進課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保、資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康増進課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを行うとともに、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切な情報提供に努める。

【防災安全課、子育て福祉課、地域包括支援センター】

- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう避難所での居住性や安全性の確保に努めるとともに福祉避難所の充実が図られるよう努める。

【防災安全課、子育て福祉課】

- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等に努めるとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備に努める。

【地域包括支援センター】

- 災害時における高齢者施設等の機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。

【地域包括支援センター】

【基本施策】

- ① 健康づくりの推進
- ② 母子保健事業の推進
- ③ 感染症予防事業の充実
- ④ スポーツを活用したまちづくり
- ⑤ 住民が主体的に地域課題を解決できる環境づくり
- ⑥ 高齢者による生涯現役・生涯活躍への支援
- ⑦ 障がいのある人の自立支援と社会参加の促進
- ⑧ 医療保険制度の適正運営

4 産業

- 土地改良区や管理者等と協力し、排水機能が低下したクリークや危険なため池について、必要に応じて対策に取り組む。

【農林課】

- 防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農林課】
- 農地や農業用施設の機能低下等により、安定した農業生産に支障が生じないよう、用排水路等の農業用施設の機能回復等の工事、施設の長寿命化対策を推進する。 【農林課】
- 農作物被害発生地域に対して有害鳥獣駆除による捕獲等を総合的に推進し、イノシシ、アライグマ、鳥類の被害の防止対策に重点的に取り組む。 【農林課】
- 暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、町民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【農林課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、県と連携し公的森林整備を推進する。 【農林課】
- 町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、C S O等の関係団体との連携を強化して協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林課】
- 林道等の重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、施設ごとの長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める。 【農林課】

【基本施策】

- ① 農業生産基盤の整備・拡充
- ② 地元商業・サービス業の振興
- ③ 伝統産業の活性化
- ④ タウンプロモーションの推進
- ⑤ 交流の活性化を目指した観光 PR・情報発信の推進

5 文教

- 社会教育施設の計画的な改修（修繕、保全工事）を行うなど、安全・安心な施設の維持管理に努める。 【社会教育課】
- 防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【まちづくり課】

【基本施策】

- ① 文化芸術活動の育成
- ② 生涯学習の体制整備
- ③ 人権教育・啓発の推進
- ④ 男女共同参画社会の推進
- ⑤ 多様性が尊重されるまちづくり
- ⑥ 多文化共生社会の推進
- ⑦ 国際感覚あふれる人づくりのための交流の推進

6 生活環境

- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化

に取り組む必要がある。

【建設課】

- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き国土調査を実施する。

【防災安全課】

- 適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高いため、国の補助金制度を活用するとともに、県や民間団体等と連携して除却、利活用、危険性の啓蒙等の総合的な空き家対策を推進していく。 【まちづくり課】

- 下水道等の生活排水処理施設については、単独処理浄化槽や汲み取り便所から下水道又は合併処理浄化槽への転換を推進する。また、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき適切に実施する。 【下水道課】

- 佐賀東部水道企業団に対し、上水道施設の耐震化を促す。 【住民環境課】

【基本施策】

- ① 政策形成過程への住民参画機会の拡充
- ② 道路整備によるまちづくり
- ③ 効率的な土地利用の推進
- ④ 民間との連携による宅地開発の促進
- ⑤ 空き家対策の推進
- ⑥ 公共交通の維持・確保、駅の利便性の向上
- ⑦ 循環型社会への移行
- ⑧ 自然環境保全の推進
- ⑨ 下水道事業の推進

7 行政推進

- 公営住宅長寿命化計画による計画的な改修・建替え・保守点検を行うなど安心して住み続けられる住まいの確保を図る。 【建設課】
- 自発の地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。 【情報未来課】
- 自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見（意識共有）から事業化（アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援）まで、地域の熟度に応じた支援を県と連携して行っていく。 【情報未来課】

【基本施策】

- ① 健全な財政運営の推進
- ② 公有財産の最適な維持管理
- ③ 公営住宅の適切な維持管理
- ④ 効率的な行政運営の推進
- ⑤ 「みやき町 DX」推進のための仕組みづくり
- ⑥ 住民サービスの向上・行政業務の効率化（行政の DX）
- ⑦ 地域の DX 推進（暮らし・産業の DX）

V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 計画期間中であっても、「第三次みやき町総合計画」における施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が少ないとからも、町民の防災意識が高まっていないことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、学校施設については、長期保全計画（長寿命化計画）に基づく計画的な改修が必要である。
- 老朽化により不具合が生じるおそれのある社会教育施設の延命化と適切な維持管理が必要である。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 特定教育・保育施設等について、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。
- 建築物の倒壊・老朽化防止の観点から、空き家の解消に向け、国の補助制度の活用等を行い、各種支援策を推進していく必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 公園緑地や道路等は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図る基盤でもあることから、舗装の個別施設計画

を策定し、引き続き計画的な整備等が必要である。

- 公営住宅について、老朽化や劣化が見られるため「公営住宅長寿命化計画」に基づき、改修・建替え・保守点検をする必要がある。

1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が少ないとからも、町民の防災意識が高まっていないことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、学校施設については、長期保全計画（長寿命化計画）に基づく計画的な改修が必要である。
- 老朽化により不具合が生じるおそれのある社会教育施設の延命化と適切な維持管理が必要である。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めが必要である。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めが必要である。
- 特定教育・保育施設等について、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組む必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めが必要である。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で浸水被害が発生しており、町民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、関係機関と連携し施設の延命化と機能確保が必要である。
- 国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶ恐れがあるため対策が必要となっている。

- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 激甚化した豪雨へ備えるために水田やクリーク、ため池等が持つ雨水貯留機能を活用した取組を一層推進することが必要である。特に、クリーク等の事前放流に当たっては、放流後、水不足により町民の生活や営農に支障を与えないよう仕組みづくりが必要である。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 公園緑地や道路等は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図る基盤でもあることから、舗装の個別施設計画を策定し、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森や川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森や川のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森や川の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が少ないとからも、町民の防災意識が高まっていないことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、学校施設については、長期保全計画（長寿命化計画）に基づく計画的な改修が必要である。
- 老朽化により不具合が生じるおそれのある社会教育施設の延命化と適切な維持管理が必要である。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 特定教育・保育施設等について、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組む必要

がある。

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で土砂災害が発生しており、町民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、町内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により管理が行き届いていない森林が見られることから、所有者、林業事業体、CSO 等の森林ボランティア団体及び町・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森や川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森や川のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森や川の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の適正な維持管理やその他の情報発信機器の整備に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、学校施設については、長期保全計画（長寿命化計画）に基づく計画的な改修が必要である。
- 老朽化により不具合が生じるおそれのある社会教育施設の延命化と適切な維持管理が必要である。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 特定教育・保育施設等について、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組む必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が町内に侵入し、まん延する可能性があるため、町民の健康を守る“健康危機管理”的観点に迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時における町民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。
- 災害時における高齢者施設や障害者施設等の機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が発生しており、町民の生命財産を守るために、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

しくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴い行政機能が大幅に低下する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、町や県は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「みやき町職員災害行動マニュアル」による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、町民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

3-2 情報通信等の麻痺・長期停止

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の適正な維持管理やその他の情報発信機器の整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や交通ネットワーク等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPGガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

4-3 長期にわたる上水道や農業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

- 数年に一度の渇水は、河川環境の保全や用水の取水等に支障を来している。
- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき実施する必要がある。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

4-5 大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が少ないとからも、町民の防災意識が高まっていないことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

4-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶ恐れがあるため対策が必要となっている。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることができが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることができが必要である。
- 国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶ恐れがあるため対策が必要となっている。
- 農地や山林の荒廃が増加し有害鳥獣による被害も広域化しており、捕獲等を総合的に推進し被害の防止対策に重点的に取り組む必要がある。

- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、町内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により管理が行き届いていない森林が見られることから、所有者、林業事業体、CSO 等の森林ボランティア団体及び町・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森や川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森や川のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森や川の適切な管理や保全を進める必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸（がれき）等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となるが、調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、町民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。

- 人口減少社会を迎える中、地域の活力低下が懸念される。

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり町土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることができが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めが必要である。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で浸水被害が発生しており、町民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、関係機関と連携し施設の延命化と機能確保が必要である。
- 国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶ恐れがあるため対策が必要となっている。
- 激甚化した豪雨に備えるために水田やクリーク、ため池等が持つ雨水貯留機能を活用した取組を一層推進することが必要である。特に、クリーク等の事前放流に当たっては、放流後、水不足により町民の生活や営農に支障を与えないような仕組みづくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森や川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森や川のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森や川の適切な管理や保全を進める必要がある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 安全・安心

- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化及び、ブロック塀等の安全対策は喫緊の課題となっている。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPGガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、町や県は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「みやき町職員災害行動マニュアル」による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 災害時における町民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で土砂災害が発生しており、町民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の適正な維持管理やその他の情報発信機器の整備に取り組む必要がある。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、町民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 町の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が少ないとからも、町民の防災意識が高まっていないことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、関係機関と連携し施設の延命化と機能確保が必要である。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で浸水被害が発生しており、町民の生命財産を守るために、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。

B) 子育て・教育

- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るために、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、学校施設については、長期保全計画（長寿命化計画）に基づく計画的な改修が必要である。
- 特定教育・保育施設等について、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組む必要がある。

C) 健康・福祉

- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が町内に侵入し、まん延する可能性があるため、町民の健康を守る“健康危機管理”的観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 災害時における高齢者施設や障害者施設等の機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。

D) 産業

- 国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加とともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶ恐れがあるため対策が必要となっている。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 数年に一度の渴水は、河川環境の保全や用水の取水等に支障を来している。
- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 農地や山林の荒廃が増加し有害鳥獣による被蓋も広域化しており、捕獲等を総合的に推進し被害の防止対策に重点的に取り組む必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、町内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により管理が行き届いていない森林が見られることから、所有者、林業事業体、CSO 等の森林ボランティア団体及び町・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森や川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森や川のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森や川の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 激甚化した豪雨へ備えるために水田やクリーク、ため池等が持つ雨水貯留機能を活用した取組を一層推進することが必要である。特に、クリーク等の事前放流に当たっては、放流後、水不足により町民の生活や営農に支障を与えないような仕組みづくりが必要である。

E) 文教

- 老朽化により不具合が生じるおそれのある社会教育施設の延命化と適切な維持管理が必要である。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。

F) 生活環境

- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となるが、調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。
- 町道・農道等については、適切に維持管理、防災対策に取り組む必要がある。道路橋については、今後も利用者の安全を図り、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する必要がある。
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。

- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線を優先的に、調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 公園緑地や道路等は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図る基盤でもあることから、舗装の個別施設計画を策定し、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 建築物の倒壊・老朽化防止の観点から、空き家の解消に向け、国の補助制度の活用等を行い、各種支援策を推進していく必要がある。
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき実施する必要がある。

G) 行政推進

- 公営住宅について、老朽化や劣化が見られるため「公営住宅長寿命化計画」に基づき、改修・建替え・保守点検をする必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 人口減少社会を迎える中、地域の活力低下が懸念される。

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。 【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災安全課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【防災安全課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 学校施設の長期保全計画（長寿命化計画）を策定し、計画的な改修（改築、保全工事）を行うなど、安全・安心な学校施設の整備に取り組む。 【学校教育課】
- 社会教育施設の計画的な改修（修繕、保全工事）を行うなど、安全・安心な施設の維持管理に努める。 【社会教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などをを行うとともに、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切な情報提供に努める。 【防災安全課、子育て福祉課、地域包括支援センター】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等に努めるとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備に努める。 【地域包括支援センター】
- 特定教育・保育施設等について災害時に避難弱者である乳幼児の命を守り、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組み、安全な幼児教育・保育環境の確保を図る。 【子育て福祉課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。 【建設課】
- 公営住宅長寿命化計画による計画的な改修・建替え・保守点検を行うなど安心して住み続けられる住まいの確保を図る。 【建設課】
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 【建設課、まちづくり課】
- 適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高いため、国の補助金制度を活用するとともに、県や民間団体等と連携して除却、利活用、危険性の啓蒙等の総合的な空き家対策を推進していく。 【まちづくり課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。 【建設課】
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことでの陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】

1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。 【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災安全課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【防災安全課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 学校施設の長期保全計画（長寿命化計画）を策定し、計画的な改修（改築、保全工事）を行うなど、安全・安心な学校施設の整備に取り組む。 【学校教育課】
- 社会教育施設の計画的な改修（修繕、保全工事）を行うなど、安全・安心な施設の維持管理に努める。 【社会教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを行うとともに、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切な情報提供に努める。 【防災安全課、子育て福祉課、地域包括支援センター】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等に努めるとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備に努める。 【地域包括支援センター】
- 特定教育・保育施設等について災害時に避難弱者である乳幼児の命を守り、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組み、安全な幼児教育・保育環境の確保を図る。 【子育て福祉課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【建設課、農林課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に治水対策を促進する。 【建設課】
- 土地改良区や管理者等と協力し、排水機能が低下したクリークや危険なため池について、必要に応じて対策に取組む。 【農林課】
- 防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農林課】
- 土地改良区や農家などと連携して、田んぼダム及びクリークやため池の事前放

流の取組を推進する。

【農林課】

- 農地や農業用施設の機能低下等により、安定した農業生産に支障が生じないよう、用排水路等の農業用施設の機能復旧等の工事、施設の長寿命化対策を推進する。
【農林課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。
【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。
【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
【建設課】
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【建設課】
- 暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって發揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、町民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【農林課】

1-3豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。
【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【防災安全課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。
【防災安全課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。
【学校教育課】
- 学校施設の長期保全計画（長寿命化計画）を策定し、計画的な改修（改築、保全工事）を行うなど、安全・安心な学校施設の整備に取り組む。
【学校教育課】
- 社会教育施設の計画的な改修（修繕、保全工事）を行うなど、安全・安心な施設の維持管理に努める。
【社会教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などをを行うとともに、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切な情報提供に努める。
【防災安全課、子育て福祉課、地域包括支援センター】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等に努めるとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備に努める。
【地域包括支援センター】
- 特定教育・保育施設等について災害時に避難弱者である乳幼児の命を守り、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組み、安全な幼児教育・保育環境の確保を図る。
【子育て福祉課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。

【建設課、農林課】

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。
【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。
【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
【建設課】
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【建設課】
- 暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって發揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、町民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【農林課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、県と連携し公的森林整備を推進する。
【農林課】
- 町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、C S O等の関係団体との連携を強化して協働による森林（もり）づくりや平坦地の縁づくりを推進する。
【農林課】

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の設備機器等の適正な維持管理やその他の情報発信機器の整備に取り組み、迅速かつ的確な情報の伝達手段を確保する。
【防災安全課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。
【学校教育課】
- 学校施設の長期保全計画（長寿命化計画）を策定し、計画的な改修（改築、保全工事）を行うなど、安全・安心な学校施設の整備に取り組む。
【学校教育課】
- 社会教育施設の計画的な改修（修繕、保全工事）を行うなど、安全・安心な施設の維持管理に努める。
【社会教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などをを行うとともに、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切な情報提供に努める。
【防災安全課、子育て福祉課、地域包括支援センター】
- 特定教育・保育施設等について災害時に避難弱者である乳幼児の命を守り、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、耐震施設の整備及び既存施設の老朽化対策に取り組み、安全な幼児教育・保育環境の確保を図る。
【子育て福祉課】
- 防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。
【まちづくり課】
- 想定し得る最大規模の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域について、ハザードマップにより広く住民等への周知を進める。
【防災安全課】
- 防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、県と連携・協力して危険

の周知や避難行動につながる取組を進めていく。

【農林課】

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。 【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災安全課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【防災安全課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう避難所での居住性や安全性の確保に努めるとともに福祉避難所の充実が図られるよう努める。 【防災安全課、子育て福祉課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。 【健康増進課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保、資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康増進課】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時における高齢者施設等の機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備に努める。 【地域包括支援センター】
- 備蓄品の品目及び数量については、県との役割分担を明確にし、町単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県での備蓄を要請するとともに、民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。 【防災安全課、健康増進課、農林課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。 【建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。 【建設課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るために、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。 【建設課】
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。 【建設課】

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。 【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災安全課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【防災安全課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るために、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行

う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。

【建設課】

- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。

【建設課】

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等に努めるとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備に努める。

【地域包括支援センター】

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。

【建設課】

- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。

【建設課】

- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。

【建設課、農林課】

- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。

【建設課】

- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。

【建設課】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴い行政機能が大幅に低下する事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。

【防災安全課】

- 大規模災害発生時における「職員災害行動マニュアル」による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、役場の災害耐性を高める対策を推進する。

【防災安全課】

- 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、研修等を通じた職員への浸透等を図る。

【防災安全課】

- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。

【建設課】

- 災害時の治安維持等のため、平時から、町民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪防止に取り組む。

【防災安全課】

3-2 情報通信の麻痺・長期停止

- 防災行政無線の設備機器等の適正な維持管理やその他の情報発信機器の整備に取り組み、迅速かつ的確な情報の伝達手段を確保する。 【防災安全課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】

4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や交通ネットワーク等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインター・チェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。 【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。 【建設課】
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないよう、LPGガスの供給事業者等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。 【防災安全課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】

- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。 【建設課】
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。 【建設課】

4-3 長期にわたる上水道や農業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

- 佐賀東部水道企業団に対し、上水道施設の耐震化を促す。 【住民環境課】
- 農地や農業用施設の機能低下等により、安定した農業生産に支障が生じないよう、用排水路等の農業用施設の機能復旧等の工事、施設の長寿命化対策を推進する。 【農林課】
- 下水道等の生活排水処理施設については、単独処理浄化槽や汲み取り便所から下水道又は合併処理浄化槽への転換を推進する。また、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき適切に実施する。 【下水道課】

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。 【建設課、農林課】
- 橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。 【建設課】
- 路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。 【建設課】

4-5 大規模火災の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。
【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【防災安全課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。
【防災安全課】

4-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 土地改良区や管理者等と協力し、排水機能が低下したクリークや危険なため池について、必要に応じて対策に取組む。
【農林課】
- 防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。
【農林課】

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【建設課、農林課】
- 土地改良区や管理者等と協力し、排水機能が低下したクリークや危険なため池について、必要に応じて対策に取組む。
【農林課】
- 農地や農業用施設の機能低下等により、安定した農業生産に支障が生じないよう、用排水路等の農業用施設の機能復旧等の工事、施設の長寿命化対策を推進する。
【農林課】
- 防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。
【農林課】
- 農作物被害発生地域に対して有害鳥獣駆除による捕獲等を総合的に推進し、イノシシ、アライグマ、鳥類の被害の防止対策に重点的に取り組む。
【農林課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、県と連携し公的森林整備を推進する。
【農林課】
- 町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、C S O等の関係団体との連携を強化して協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。
【農林課】
- 暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって發揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、町民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【農林課】
- 林道等の重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、施設ごとの長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める。
【農林課】

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅

れる事態

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。
【住民環境課】
- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き国土調査を実施する。
【防災安全課】

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 広域の自治体間や民間団体、建設業関係団体等との応援協定等により、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【防災安全課、建設課】
- 建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。
【防災安全課、建設課】

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。
【防災安全課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【防災安全課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。
【防災安全課】
- 災害時の治安維持等のため、平時から、町民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪防止に取り組む。
【防災安全課】
- 自発的地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。
【情報未来課】
- 自発的地域づくりの取組に対して、課題の発見（意識共有）から事業化（アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援）まで、地域の熟度に応じた支援を県と連携して行っていく。
【情報未来課】

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり町土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【建設課、農林課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に治水対策を促進する。
【建設課】
- 土地改良区や管理者等と協力し、排水機能が低下したクリークや危険なため池について、必要に応じて対策に取組む。
【農林課】
- 農地や農業用施設の機能低下等により、安定した農業生産に支障が生じないよう、用排水路等の農業用施設の機能復旧等の工事、施設の長寿命化対策を推進する。
【農林課】
- 暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、町民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【農林課】

- 土地改良区や管理者等と連携して、田んぼダム及びクリークやため池の事前放流の取組を推進する。 【農林課】

【別紙4】重要業績指標

指標	内容	現状 (R5)	数値目標	達成目標 年度	対応する リスクシナリオ
防災体制の充実	統合型防災マップの作成	達成 (継続)	100%	R1	1-4、2-3、3-2
防災体制の充実	避難所へ配備する備蓄物資の充実	80.0%	100% (隨時更新)	R14	1-5、2-1
防災体制の充実	緊急情報の伝達手段の複数確保(5種類)	達成 (継続)	100%	R4	1-4、2-3、3-2
防災体制の充実	自主防災組織における防災訓練等の促進	21.1%	100%	R14	1-1、1-2、1-3、2-3、3-1、4-5、5-3
消防体制の充実	消防車両の更新	達成 (継続)	100%	R14	3-1、5-3
消防体制の充実	消防格納庫の更新	達成 (継続)	100%	R14	3-1、5-3
消防体制の充実	消防団用防災資機材の整備	達成 (継続)	100%	R14	3-1、5-3
消防体制の充実	老朽消火栓の更新	41.4%	100%	R14	3-1、5-3
消防体制の充実	消防団員の定員確保	達成 (定数見直し)	100%	R8	3-1、5-3
子育て環境の整備	特定教育・保育施設等の耐震整備と老朽化対策の推進	達成 (継続)	100%	R14	1-1、1-2、1-3、1-4
子どもが学びやすい教育環境の整備	学校施設の長期保全計画(長寿命化計画)に基づく施設整備	達成 (継続)	100%	R14	1-1、1-2、1-3、1-4
農業生産基盤の拡充	ため池ハザードマップの作成	達成 (継続)	100%	R14	4-6、4-7
農業生産基盤の拡充	老朽化して危険なため池の整備	3%	100%	R14	4-6、4-7
農業生産基盤の拡充	農業用施設の機能復旧及び長寿命化対策の推進	50%	100%	R14	1-2、4-3、4-7
農業生産基盤の拡充	クリークの護岸整備(ブロックマット工法、間伐材を活用した木柵工)	50%	100%	R14	1-2、4-3、4-7
農業生産基盤の拡充	鳥獣被害防止対策	50%	100%	R14	4-7
農業生産基盤の拡充	道路橋の定期的な診断及び修繕(農道、林道)	50%	100%	R14	4-1、4-4

【別紙4】重要業績指標

指標	内容	現状 (R5)	数値目標	達成目標 年度	対応する リスクシナリオ
道路整備によるまちづくり	舗装の個別施設計画の策定	100%	100%	R1	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-3, 4-1, 4-2, 4-4
道路整備によるまちづくり	舗装の個別施設計画に基づく整備	48%	100%	R11	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-3, 4-1, 4-2, 4-4
道路整備によるまちづくり	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、要修繕と判断された橋梁の修繕実施	50%	100% (随時更新)	R9 (5年ごとに更新)	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-3, 4-1, 4-2, 4-4
道路整備によるまちづくり	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から修繕を講ずることが望ましいと判断された橋梁の修繕実施	29%	100% (随時更新)	R11 (5年ごとに更新)	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-3, 4-1, 4-2, 4-4
空き家対策の推進	空き家の除去・活用・空き家対策促進	5.5%	100%	R14	1-1
下水道事業の推進	単独処理浄化槽や汲み取り便所から下水道又は合併処理浄化槽への転換推進	82.5%	100%	R14	4-3
公営住宅の適切な維持管理	公営住宅の改修・保守	50%	100%	R14	1-1
公営住宅の適切な維持管理	公営住宅の建替え	達成 (継続)	100%	R5	1-1

【別紙5】施策分野「基盤整備・生活環境」における個別事業一覧

【目次】

施策分野「基盤整備・生活環境」に係る個別施策番号等一覧	57
1. 道路事業	60
2. 生活排水処理事業	60
3. 住宅事業	60

※個別事業一覧に掲載されている事業は、計画作成（R7.3）時点の予定であり、今後の社会情勢等の変化により、変更となることがある。

施策分野「基盤整備・生活環境」に係る個別施策番号等一覧

分野番号	施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
1	1	「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。	1-1、1-2、1-3、1-5、2-3、3-1、4-5、5-3
1	2	想定し得る最大規模の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域について、ハザードマップにより広く住民等への周知を進める。	1-2、1-4
1	3	災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。	1-2、1-3、1-5、2-3、4-5、5-3
1	4	災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないよう、LPガスの供給事業者等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。	4-2
1	5	広域の自治体間や民間団体、建設業関係団体等との応援協定等により、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。	5-2
1	6	備蓄品の品目及び数量については、県との役割分担を明確にし、町単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県での備蓄を要請するとともに、民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。	2-1
1	7	防災行政無線の設備機器等の適正な維持管理やその他の情報発信機器の整備に取り組み、迅速かつ的確な情報の伝達手段を確保する。	1-4、3-2
1	10	災害時の治安維持等のため、平時から、町民総ぐみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪防止に取り組む。	3-1、5-3
1	11	災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。	5-1
1	12	「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-3、2-2
1	13	県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。	1-1、2-1、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
1	14	県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発、耐震化に必要な支援を実施することにより、住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の安全対策に関する啓発、促進、情報提供を行っていく。	1-1、2-1、2-3、4-1、4-2、4-4

【別紙5】施策分野「基盤整備・生活環境」における個別事業一覧

分野 番号	施策 番号	施策内容	対応する リスクシナリオ
1	15	災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	1-1
1	16	建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。	5-2
1	17	温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。	1-2、1-3、4-7、5-4
1	18	河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に治水対策を促進する。	1-2、5-4
1	20	地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保、消防施設・設備の充実に努めるとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。	1-1、1-2、1-3、1-5、2-3、4-5、5-3
4	5	暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、町民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。	1-2、1-3、4-7、5-4
4	6	森林所有者による間伐を促進するとともに、県と連携し公的森林整備を推進する。	1-3、4-7
4	7	町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、CSO等の関係団体との連携を強化して協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。	1-3、4-7
4	8	林道等の重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、施設ごとの長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める。	4-7
6	1	広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、県など関係機関に整備を要請する。	2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
6	2	重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-2、4-1、4-2、4-4
6	3	公園緑地や道路等については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、舗装の個別施設計画を策定し、計画的な整備、適切な維持管理に努める。道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
6	4	橋梁や道路附属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震に取り組む必要がある。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4

【別紙5】施策分野「基盤整備・生活環境」における個別事業一覧

分野番号	施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
6	5	路面下空洞化への対策として、緊急輸送道路のうち交通量や埋設物が多い路線については、県など関係機関に対し調査を要請するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
6	6	土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き国土調査を実施する。	5-1
6	7	適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高いため、国の補助金制度を活用するとともに、県や民間団体等と連携して除却、利活用、危険性の啓蒙等の総合的な空き家対策を推進していく。	1-1
6	8	下水道等の生活排水処理施設については、単独処理浄化槽や汲み取り便所から下水道又は合併処理浄化槽への転換を推進する。また、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき適切に実施する。	4-3
6	9	佐賀東部水道企業団に対し、上水道施設の耐震化を促す。	4-3
7	1	公営住宅長寿命化計画による計画的な改修・建替え・保守点検を行うなど安心して住み続けられる住まいの確保を図る。	1-1

【別紙5】施策分野「基盤整備・生活環境」における個別事業一覧

1. 道路事業

項目番号	事業主体	路線名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
1	町	(町) 白石西大島線外	みやき	法面・盛土対策	2.0km		6-2
2	町	(町) 笹野1号線外	みやき	冠水対策	1.0km		6-2
3	町	(町) 中原板部線	東尾・原古賀・江見	交通安全	1.0km		6-3
4	町	(町) 中津隈市原線	東尾	舗装修	1.0km		6-3
5	町	(町) 綾部原古賀線	東尾・原古賀・江見	交通安全	1.0km		6-3
6	町	(町) 直代松枝線	寄人	その他	1.0km		6-3
7	町	みやき町内の町道	みやき	交通安全	1.0km		6-4
8	町	みやき町内の町道	みやき	その他	1.0km		6-3

2. 生活排水処理事業

項目番号	事業分野	事業主体	排水区等名	地区名	事業概要		備考	主施策番号
1	公共下水道	町	北茂安処理区	処理場	改築(施設)	1箇所		6-8
2	公共下水道	町	北茂安処理区、中原処理区		未普及対策	156.7ha		6-8
3	農業集落排水	町	上地高柳	上地高柳地区農業集落排水処理施設	改築(施設・管路)	1式		6-8
4	農業集落排水	町	簗原	簗原地区農業集落排水処理施設	改築(施設・管路)	1式		6-8
5	浄化槽	町	—	—	市町型	680基		6-8
6	浄化槽	町	—	—	個人型	50基		6-8

3. 住宅整備事業

項目番号	事業分野	事業主体	事業名	地区名	事業種別	主施策番号
1	建築	県・町	公営住宅等整備事業	県内全域	公営住宅整備等	1-15
2	建築	県・町	住宅市街地総合整備事業	県内全域	住宅整備等	1-15
3	建築	県・町	市街地再開発事業	県内全域	市街地再開発	1-15
4	建築	県・町	住宅・建築物安全ストック形成事業	県内全域	建築物耐震改修・危険住宅移転等	1-15